

京北地域活性化のビジョンの策定及び 同ビジョンの推進に向けた調査、検討並びに企画業務委託 仕様書

1 業務の目的

右京区京北地域については、平成17年に本市との合併以降、「京都市・京北町合併建設計画」及び「京都市過疎地域自立促進計画」に基づき、京北トンネル、幹線道路、水道施設、道の駅等の整備や農林業の振興等、各種事業を着実に実施し、地域活性化の基盤となるインフラ整備は大きく進展した。

しかし、その一方では人口の減少や高齢化の進行に歯止めがかからず、さらなる地域の活性化が必要である。

このため、合併から10年が経過するのを機に、京北地域活性化企画本部を設置し、現在、今後の京北地域について全庁挙げて改めて調査、検討及び企画し、新たな発想やアイデアを盛り込んだ活性化のビジョンの策定を進めている。

平成27年度は、ビジョンの策定に加え、ビジョンに掲げる各種施策や事業について、民間事業者や地域住民等と協働して、具体化に向けた事業手法等の調査・検討を行い、民間活力を生かしたビジョンの実現を推進することを目的とする。

2 業務の期間

契約締結日から平成28年3月31日

3 委託業務内容及び契約金額に含まれる経費

(1) 京北地域活性化のビジョンの策定（※1）に関すること。

ア ビジョンの素案のパブリックコメント後の市民意見のとりまとめ

イ ビジョンの策定に係る検討、企画及び調整

ウ ビジョンの冊子のデザイン、レイアウト、イラストレーションの検討、企画、調整、印刷、製本、納品に関すること。

エ 他都市調査に係る検討及び企画に関すること。

（ア）徳島県名西郡神山町（神山モデル）の実地視察に係る検討及び企画

（イ）上記視察に係る20人以上が乗車可能なバス、1泊宿泊施設の手配及びこれらの費用負担（※2）

オ シンポジウムの企画、運営に関すること

（ア）ビジョンの素案を広報し、名称を募集するためのシンポジウムに係る企画、運営

（イ）上記シンポジウムに係るパネリストへの報償及び会場費等の費用負担

※1 ビジョンの素案（記載内容、デザイン、レイアウト、イラストレーション含む）は平成26年度中に策定予定。

本件業務の開始に合わせ、本市から受託者へビジョン素案の電子データを引き継ぐ。

※2 京北地域の住民10名、本市職員10名程度が視察予定。

ただし、本市職員の宿泊費は本市で負担する。

(2) 京北地域活性化のビジョンの推進に関すること。

ア 京北地域活性化ビジョンを推進するため、民間事業者や地域住民等と共働して実施すべき取組（移住促進のための滞在型モデル開発など5つ程度）の事業化に向け、必要な調査、検討及び企画を行う。

(ア) 現地調査、情報収集

(イ) 他都市等の事例調査

(ウ) 市場ニーズ調査

(エ) 民間事業者の意見聴取

(オ) 資金計画及び事業性の検討

(カ) 資金調達に係る地元金融機関等の意見聴取と資金計画の検討

(キ) 事業の実施に向けた企画及び検討

イ 民間事業者が実施すべき事業、新たに民間事業者を京北地域に誘致するための方策を検討し、「企業誘致プログラム」を策定する。

(ア) 事業内容の整理

(イ) 企業誘致の手法検討

(ウ) 民間事業者へのヒアリング

(エ) 企業誘致プログラムの検討

(オ) 企業誘致プログラムのとりまとめ

(カ) 企業誘致プログラムの発信及びその方法

4 成果物及び報告書の提出

(1) シンポジウムの企画書

(2) 本市が指定するビジョンの電子データ

ア 作成仕様

A4, カラー刷り, 20ページ程度

イ 印刷部数

1, 000部

(3) 「他都市調査」実施報告書

(4) ビジョン実施に係る調査報告書

(5) 企業誘致プログラム

5 履行期限

(1) 4 (1) 平成27年5月30日

(2) 4 (2) 平成27年7月31日

(3) 4 (3) 実施日から1箇月

(4) 4 (4) 平成28年3月31日

(5) 4 (5) 平成28年3月31日

6 予算上限額

10,000,000円

7 業務の実施

- (1) 本件業務は、本仕様書による他、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 制作した企画提案書及びこれらの成果物を制作する過程で生み出した基礎となる本件業務に固有のアイデア、デザイン、手法の著作権は、京都市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本件業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本件業務に必要な情報を自主的に収集、報告し、本市に対して有益な提案を積極的に行うこと。
- (5) 本件業務の実施に当たっては、本市担当職員と十分に協議するとともに、業務進行状況の報告を行うこと。また、本市が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応できる体制を構築しておくこと。
- (6) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。また、業務上、受託者の不注意により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。